

令和7年度Uターン就職等促進に係る岐阜県企業魅力発信業務 仕様書

1 業務名

令和7年度Uターン就職等促進に係る岐阜県企業魅力発信業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務実施の目的

本県においては、大学進学者の約8割が他県に進学するなど、学業上・職業上の理由による10～20代の若者の県外流出が他世代と比較して顕著であること、県出身者のUターン就職率が3割程度に留まっていることなどを背景に、全国的にも高い有効求人倍率で推移しており、本県経済をけん引する製造業をはじめ、様々な業界で労働力不足が深刻化している。

こうした状況の中、主に県外（特に県外の進学先の約5割を占める愛知県）で就学・就職した県出身の若者などに向け「ふるさと岐阜県で働く魅力」や「県内企業の魅力」をSNS等で発信するとともに、県内企業と若者との出会いの場を創出することにより、Uターン就職等による若者の県内定着につなげることを目的とする。

4 本事業の主な対象者

本事業の対象者は下記のとおり。

- (1) 県外に進学した学生（主に大学1年生～3年生）
- (2) 県外（特に愛知県）に就職した岐阜県出身の若者
- (3) 上記(1)(2)の保護者

5 事業概要

本事業であるSNSやWEB広告、イベント等の事業内容を連動させ、県内企業情報や県主催イベント情報だけではなく、より効果的に、新たな側面からの岐阜県企業の魅力発信や、県内就職の経済的・生活的メリットなど、県へのUターンやIターン就職に繋がる情報等を発信する。

同時に、一連の上記事業を実施することで得られたデータを活かし、精度の高い効果検証を行うことで、更なる施策の効果を高める事業とする。

そのため、各事業の相乗効果が期待できる戦略を設計し、精度の高い効果検証となる企画・目標値を設定すること。

6 業務内容

(1) SNSによる情報発信

多くの若者が利用するSNSを活用して、ふるさと岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力、県の就職支援情報、イベント情報等を戦略的かつ効果的に発信すること。

なお、本業務において使用するSNSの種類や数に制限はないが、次に指定するアカウントは必ず活用すること。

- Instagram「ギフッシュ (gifush_allgifu)」
- LINE「#ぎふジョブ」

① SNS活用方針・アカウント運用方針の作成

- ・活用するSNSの課題等を、閲覧者情報から得られる属性等、各種デジタルデータの収集・分析により戦略的に情報発信をする手法（以下「デジタルマーケティング」という）の知見により洗い出し、ターゲット層に的確に情報が届き、最大限の効果が発揮できるよう全体を通したSNS活用方針と、アカウントごとのアカウント運

用方針を作成すること。

- ・本業務は県によるSNSでの情報発信であり、社会規範に沿った適切な品質維持と活用を図る必要があることから、炎上や誤情報防止を目的とする投稿内容の事前チェック体制、寄せられた意見への対応方針、県との連絡体制などについて定めたSNS運用ポリシーを県と協議のうえ作成すること。

② 投稿内容の企画、制作

- ・アカウント運用方針に沿って投稿コンテンツを制作し、適時適切に投稿すること。特に投稿時期や頻度については、最大限の効果が発揮できるよう十分に配慮すること。
- ＜投稿内容の例＞
 - ・県内企業の魅力情報
 - ・県が主催するイベント情報
 - ・対象者の興味を引くような岐阜県の情報
- ・SNS運用ポリシーに従い社会規範に沿った投稿内容にするとともに、内容の誤りや不適切な表現等が無いよう、投稿前の事前チェックを県と連携して丁寧に行うこと。なお、チェックが雑になることが無いよう、チェックのための時間を十分に取ること。
- ・文章、画像、イラスト、ロゴ、画面構成等については、高い訴求力が期待できるようデザイン性を高めるとともに、ハッシュタグの設定についても、デジタルマーケティングの知見を活かし、閲覧数向上やフォロワー数増加につながるものを設定すること。
- ・動画、画像、イラスト等の著作物を使用する際は、本事業内で撮影・制作されたもの、または使用条件を満たした既成品を使用すること。
- ・投稿に伴う関係各所との調整及び許認可等については、調整時期の遅延や不適切な事後処理、申請忘れなどが生じないよう適時適切となるスケジュールを組み、受託者が責任を持って計画的に行うこと。
- ・投稿コンテンツの制作にあたり、インフルエンサー等を起用する場合には、県と協議のうえ決定すること。
- ・県、国、市町村や就職支援機関、教育機関などから情報を入手する際は、県と綿密に調整し連携して行うこと。

③ 寄せられた意見への対応

- ・寄せられた意見に対しては、SNS運用ポリシーに従い、県と協議したうえで対応を決定する。
- ・回答は、原則として受託者が行うこと。
- ・Instagram「ギフッシュ (gifush_allgifu)」のコメント欄については、原則非表示としておくこと。

④ 目標値の設定、運用状況の定期報告、改善の取組み

- ・目標値（フォロワー数、リーチ数、エンゲージメント率、プロフィール遷移率等）を設定すること。
- ・上記目標の達成状況を含めSNS運用の効果を随時検証し、定期的に県に報告するとともに、検証結果を以降の運用改善に活かすこと。なお、本項に示す目標値はあくまで効果検証のために設定するものであり、仮に目標値を達成した場合であっても、さらなる効果拡大を目指しSNSでの情報発信に取り組むこと。

【提案1】

本業務の目的達成に効果的と考える次の提案を行い、提案理由も説明してください。

- ・本項で示した2種類のSNSの活用方針について提案してください。

- ・アカウントの課題について分析した上でアカウント運用方針について提案してください。提案にあたっては、ターゲットや投稿頻度、方法、内容（文面、画像イメージなど）についても具体的に提案してください。
- ・本業務の目標値（フォロワー数、リーチ数、エンゲージメント率、プロフィール遷移率等）及び運用改善方法について提案してください。
- ・本項で示すSNS以外に、本業務の目的達成に効果的と思われるSNSがある場合は自由に提案してください。

（２） 広告による情報発信

広告媒体の特徴を活かし、Ｕターン就職に繋がる情報を効果的に発信すること。イベントの広報も併せて実施すること。

① 広告の企画、実施

- ・デジタルマーケティングの知見を活かし、若者のＵターン就職・転職促進につながる効果的な広告を企画・運用すること。企画にあたっては、WEB広告を中心にその他の方法・媒体を含めた広告シミュレーション（広告費、広告効果等の試算予測）を行うこと。
 - ＜広告内容の例示＞
 - ・次項（３）に示すイベントの情報（出展企業情報やイベントの様子が分かる動画など）
 - ・県内企業の魅力情報
 - ＜その他の方法・媒体の例示＞
 - ・大学キャリアセンターへのチラシ配布
 - ・学内広告
 - ・交通広告
- ・広告に係る広報物（ポスター、チラシ、バナー、動画等）は、受託者が制作すること。
- ・動画、画像、イラスト等の著作物を使用する際は、本業務内で撮影・制作されたもの、または使用条件を満たした既成品を使用すること。
- ・広告の企画・制作に伴う関係各所との調整及び許認可等については、調整時期の遅延や不適切な事後処理、申請忘れなどが生じないよう適時適切となるスケジュールを組み、受託者が責任を持って計画的に行うこと。
- ・内容の誤りや不適切な表現等が無いよう、入稿前の事前チェックを県と連携して丁寧に行うこと。なお、チェックが雑になることが無いよう、チェックのための時間を十分に取ること。

② 目標値の設定、運用状況の定期報告、改善の取組み

- ・目標値（インプレッション率、コンバージョン数等）を設定すること。
- ・上記目標の達成状況を含め各種広告の効果を随時検証し、定期的に県に報告するとともに、検証結果を以降の運用改善に活かすこと。なお、本項に示す目標値はあくまで効果検証のために設定するものであり、仮に目標値を達成した場合であっても、さらなる効果拡大を目指し各種広告発信に取り組むこと。

【提案２】

本業務の目的達成に効果的と考える次の提案を行い、提案理由も説明してください。

- ・デジタルマーケティングの知見を活かし、本事業を効果的に実施するための広告について提案してください。提案にあたっては、広告シミュレーションについても提案してください。
- ・本業務の目標値（インプレッション数、コンバージョン数等）及び効果検証方法について提案してください。

(3) イベントによる情報発信

県外で就学、就職している若者やその保護者を対象に、岐阜県で働く魅力や県内企業の魅力を発信する県主催イベントを企画・実施すること。

① 愛知県内で開催する対面型の中規模合同企業展の企画実施

- ・ 県外へ進学・就職した若者のUターン就職・転職促進を図るため、若者の最大の流出先となっている愛知県内において、対面型のイベントを企画実施すること。
- ・ 本イベントは、県が指定する日時・会場において、夏のインターンシップ・オープンカンパニーに向けた企業研究のための中規模合同企業展とする。会場は県で予約済み。

【イベントの概要】

会 場	ウインクあいち（愛知県産業労働センター）6階展示場（全区画）
住 所	愛知県名古屋市東区名駅4-4-38
借用日時	令和7年7月12日（土）～13日（日）の2日間
借用時間	午前9時～午後9時
開催時間	午後12時～午後5時
開場時間	午前11時15分
内 容	・ 企業ブース（40社／日程度）※入れ替え可 ・ 特別企画（セミナー、相談会等）【1日2回以上】 ・ 資料コーナー（企業情報、就活支援情報） ・ 支援機関ブース（ジンチャレ等） ・ 来場者向けパンフレットの配布
出展企業	岐阜県内に就業可能な事業所を有する企業
主な来場者	愛知県内の大学に通う就職活動準備段階にある学生

【出展企業の募集・支援】

- ・ 出展企業の募集は受託者が行い、県と協議のうえ、出展企業を決定すること。
- ・ 県から募集の周知をすることが効果的と認められる場合は、県が対応するので、事前協議すること
- ・ 出展企業向けに、企業展で成果を上げるノウハウや企業展での留意事項などを学べるセミナーを原則リアルタイムで1回以上開催すること。なお、講師等を招へいする場合は、事前協議すること。

【特別企画の企画・実施】

- ・ 来場のインセンティブとなる特別企画を、1日2回以上企画実施すること。

＜内容の例示＞

- ・ 県内企業によるパネルディスカッション
- ・ Uターン就職セミナー
- ・ Uターン就職相談会
- ・ 講師、相談員等の選定あたっては、県と協議のうえ決定すること。

【来場者向けパンフレットの作成・配布】

- ・ 出展企業の情報を掲載した来場者向けパンフレットを作成し、当日来場者に配布すること。（配布予定部数 150部程度）

【イベントの広報】

- ・ 広報については前項（1）及び（2）において実施することとし、（4）の関連事業とも連携し実施すること。

【特設サイトの制作】

- ・特設サイトを制作し、参加申込や出展企業情報を閲覧できるようにすること。
- ・特設サイトの制作に際しては、必ず県が指定するドメインを用いること。また、契約期間中に当該サイトの閉鎖や別のドメインへの移行が生じた場合には、他者による不適切な使用を防ぐため、運用停止後1年間、受託者が当該ドメインを所有すること。

【会場設営関係】

- ・会場借上費は委託料に含める。また、会場備品を借受ける場合は、受託者が申請し、費用については委託料に含めること。
- ・会場設営に伴う会場使用時間の延長申請は受託者が申請し、費用については委託料に含めること。
- ・会場内に「支援機関ブース（ジンチャレ！相談ブース、岐阜県インターンシップ推進協議会相談ブース）」、「資料コーナー」、「出展企業用資材置場」、「特別企画スペース（例：セミナー会場）」を設置すること。
- ・次のPR資材は県が無償で貸与するので、本事業で活用すること。

品名	数量
のぼり（岐阜県での就職を「全力」応援！）	2本
椅子カバー（岐阜県での就職を「全力」応援！）	3枚
テーブルクロス（岐阜県での就職を「全力」応援！）	1枚
タペストリー（＃ぎふジョブ 岐阜でさがす、岐阜ではたらく。）	1枚
スタンドタペストリー（岐阜で働こう ＃ぎふジョブ）	1式
バックパネル（岐阜県主催 就活応援イベント）	1式
A型看板	1個

【運営関係】

- ・当日の進行や人員配置、緊急時の対応等を網羅した運営マニュアルを作成し、スタッフとの情報共有を図ること。
- ・出展企業向け事前案内を作成し、開催日の14日前までに出席企業あてメール又は郵送で配布すること。
- ・イベント当日は現場監督者を設置し、イベント全体を総括できる体制を取ること。
- ・イベントを円滑に実施するのに必要な人員を確保すること。
- ・スタッフは出席企業及び来場者が認識しやすいよう、県が貸与するジャンパーをイベント開催中着用すること。貸与したジャンパーはクリーニングし返却すること。
- ・出席企業がイベント後に荷物の発送を希望する場合は、受託者において対応すること。
- ・会場内のごみ処理体制を確保し、会場内及び関係箇所の美化に努めること。

【受付業務】

- ・出席企業の受付はイベント開始時間の45分前、参加者の受付は15分前までには開始すること。
- ・出席企業が一目で来場者の区分（27卒、28卒、29卒、その他等）を判別できるよう工夫すること。

【目標値の設定・改善提案】

- ・目標値（参加者数等）を設定すること。
- ・イベント終了後は、上記目標の達成状況を踏まえ実施効果を検証し、今後の改善提案と併せて県に報告すること。

【提案3】

本業務の目的達成に効果的であり、出展企業・来場者とも高い満足度が得られる企業展の企画を提案し、提案理由も説明してください。

- ・イベントの基本的な企画内容（コンセプト、会場レイアウト、運営体制、タイムスケジュール、特設サイト等）について提案してください。
- ・効果的な特別企画について提案してください。
- ・本業務の目標値（参加者数等）を提案してください。

② 参加型の交流会等の企画・実施

- ・県外へ進学・就職した若者のUターン就職・転職促進を図るため、就職・転職活動の軸や目的を意識している若者や保護者が、若者を惹きつける魅力を持っている企業と近い距離で深く交流できる参加型の交流会やセミナー等を企画、実施すること。
- ・企業の選定にあたっては、助言・協力を行うこと。

【イベントの概要】

会 場	本業務の目的達成に効果的と認められれば場所は問わない
回 数	年間5回以上 うち1回以上は関東圏・関西圏からの参加促進に努めること
規 模	参加者は1回当たり20人以上を想定
参加企業	岐阜県内に就業可能な事業所を有する企業
実施方法	対面型またはオンライン

【参加企業の募集・支援】

- ・参加企業の募集は受託者が行い、県と協議のうえ、参加企業を決定すること。
- ・県から募集の周知をすることが効果的と認められる場合は、県が対応するので、事前協議すること
- ・参加企業向けに、事前にイベント趣旨を伝える機会を1回以上開催すること。

【イベントの広報】

- ・広報については前項（1）及び（2）において実施することとし、関連事業とも連携し実施すること。

【特設サイトの制作】

- ・特設サイトを制作し、イベント申込や参加企業情報を閲覧できるようにすること。
- ・特設サイトの制作に際しては、必ず県が指定するドメインを用いること。また、契約期間中に当該サイトの閉鎖や別のドメインへの移行が生じた場合には、他者による不適切な使用を防ぐため、運用停止後1年間、受託者が当該ドメインを所有すること。

【会場設営関係】

- ・会場借上費は委託料に含める。また、会場備品を借受ける場合は、受託者が申請し、費用については委託料に含めること。
- ・会場設営に伴う会場使用時間の延長申請は受託者が申請し、費用については委託料に含めること。

【運営関係】

- ・参加企業向け事前案内を作成し、開催日の14日前までに参加企業あてメール又は郵送で配布すること。
- ・イベントを円滑に実施するのに必要な人員を確保すること。

【目標値の設定・改善提案】

- ・目標値（参加者数等）を設定すること。
- ・イベント終了後は、上記目標の達成状況を踏まえ実施効果を検証し、今後の改善提案と併せて県に報告すること。

【提案４】

本業務の目的達成に効果的であり、参加企業・来場者とも高い満足度が得られる交流会の企画を提案し、提案理由も説明してください。

- ・交流会の基本的な企画内容（対象、会場、開催方法）について提案してください。
- ・本業務の目標値（参加者数）を提案してください。

③ 共通事項

【参加者について】

- ・イベントへの参加については、原則事前申込みとすること。
- ・申込み方法については、参加者が申し込みやすい方法とし、取得した情報については適切に管理すること。
- ・参加者の募集に係る広報、広告については、前項（１）及び（２）と連動した広報計画を提案し、実施すること。

【アンケートの実施】

- ・参加者及び出展企業にアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。
- ・項目については、県と協議の上、決定すること。
- ・サンプル数は、参加者については参加者数の８０％以上、参加企業については原則１００％とする。

【各種料金】

- ・本事業内で実施するイベントの参加料及び出展料は無料とする。

【管理体制、報告】

- ・関係省庁から示されている就職採用活動に関する要請を遵守するよう、県（産業人材課）と協議のうえ、「情報提供内容及び個人情報の収集についてのガイドライン」を定め、参加企業に遵守させること。
- ・災害（火災、地震等）、事件、事故、損害等の場合において、県及び会場施設管理者の指示に従い、参加者及び参加企業の安全を確保する体制を県と協議し講じること。
- ・個人情報管理方法及び管理体制について明確にし、県に報告すること。
- ・イベント保険について、イベント運営上の不測の事故に備えるため、イベントに応じて不特定多数の来場者が見込まれる場合に使えるイベント保険（行事参加者傷害保険等）に加入すること。
- ・出展企業との調整状況や参加者の応募状況など、重要な進捗状況は、県（産業人材課）に逐次報告すること。

(4) 関連事業等との連携

本事業の実施にあたっては、県の指示に従い、県・国・公的支援機関等が実施する関連事業と連携し、協働した広報・情報発信や、県主催イベントへの参画（例：機関ブース出展）を依頼するなど、効果的かつ適切に連携を図ること。なお、◎印の関連事業については、特に密接な連携を図ること。

※主な関連事業（県）

◎岐阜県総合人材チャレンジセンター（愛称：ジンチャレ！）（産業人材課）

- ・企業の魅力発信・キャリア教育推進事業（産業人材課）
- ・プロフェッショナル人材事業（産業人材課）
- ・産学金官連携人材育成・定着プロジェクト事業（産業人材課）
- ・オール岐阜・企業フェス開催事業（産業人材課）
- ・奨学金返還支援事業（産業人材課）
- ・移住促進事業（地域振興課）

※主な関連事業（国）

- ・ハローワーク関連事業（岐阜労働局）
- ・若年者地域連携事業（岐阜労働局）

※主な関連事業（公的支援機関）

◎インターンシップ推進協議会事業（岐阜県経営者協会）

○特に連携を要する関連事業について

①岐阜県総合人材チャレンジセンターとの連携

- ・県が実施している求職者支援事業「岐阜県総合人材チャレンジセンター（愛称：ジンチャレ！）」と定期的に連絡調整、情報共有を行うとともに、必要に応じて本委託事業で実施するイベントで相談ブースの出展枠を設けるなど、密接に連携すること。
- ・本委託事業でイベントを実施する際は、参加学生に「ジンチャレ！利用登録」を促し、登録者の情報は速やかにジンチャレ！に引き継ぐこと。

②岐阜県インターンシップ推進協議会との連携

- ・必要に応じて本委託事業で実施するイベントで相談ブースの出展枠を設けるなど、密接に連携すること。

7 業務実施体制

次の業務実施体制を整えること。

職名	人数	役割	備考
実務責任者	1名	・本委託業務の全体統括	・共同体の場合は代表法人から選任すること。
業務担当者	3名以上	・関係機関との調整窓口 ・事業の企画、運営	・大学生と若年求職者の就職活動の動向、企業の新卒採用の動向について知識を有する者を選任すること。 ・キャリアカウンセラー（国家資格、民間資格は問わない）を1名以上選任すること。 ・デジタルマーケティング及びSNS運用について、知識と経験を有する人物を1名以上選任すること。 ・通算で5年以上、イベント運営業務に従事した実績を有する人物を1名以上選任すること。

- ・実施責任者と業務担当者は兼務しても良い。
- ・キャリアカウンセラーの資格を持つ業務担当者の選任について、キャリアや実績を勘案し有資格者と同等以上の能力が認められる者の配置を希望する場合は、あらかじめ県と協議すること。
- ・実施責任者、業務担当者を変更する場合は、県の承諾を得ること。

8 業務の遂行、県への進捗及び実績報告

(1) 本業務の遂行について

本事業の業務目について、関係事業者等との協議を含む一切の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、逐次、県と協議のうえ進めること。

県は、随時、事前協議を命ずることができることとし、県が事前協議を命じた時は、修正に要する時間を十分に確保できる日までに県へ協議を行うこと。

具体的な実施内容に関しては、企画提案のあった内容をもとに、委託者と協議の上、「業務計画書」を作成し、提出すること。

(2) 進捗状況の報告（月次）

毎月、原則として翌月の10日までに実績報告書、事業計画書を提出すること。令和8年3月分については、令和8年3月31日までに報告すること。

毎月1回以上、県（産業人材課）に進捗状況を報告するための会議を開催すること。また、議事録を作成し翌日までに提出すること。

(3) 業務完了後の提出書類

委託業務が完了したときは、令和8年3月31日までに次の書類を提出すること。

- ・実績報告書（年間分の実績を取りまとめたもの）
- ・委託業務完了届

(4) その他

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 関係書類等の整備

本業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿等を整備し、業務終了後5年間は保存すること。

10 支払条件等

本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前払金の支払いを請求することができる。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、県と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(3) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、Uターン就転職活動応援事業委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 著作権等に関すること

本委託業務における印刷製本物に関する著作権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、別記2「著作権等取扱特記事項」に従うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、「岐阜県情報セキュリティポリシー」（岐阜県情報セ

セキュリティ基本方針及び対策基準）及び別記３「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(7) 暴力団の不当介入における通報義務

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

② 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 関係法令の遵守

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

13 その他事業の実施に関する留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに人員配置計画及び事業実施計画を県に提出し、承認を受けたうえで事業に着手すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 本契約が終了し契約が継続しない場合、次年度の契約業者に速やかに引継ぎを行い、その業務が円滑に行われるように協力すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「事務従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員(派遣労働者を含む。)に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏え

い等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第 1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第 2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 原画
- 三 写真

3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

第 3 発注者は、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該印刷製本物等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。

2 受託者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、印刷製本物等が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

3 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

4 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、第 2 項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第 4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第 5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（CD-R）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第 1 項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県商工労働部産業人材課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引

き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。
さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇	
対策項目		確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について		
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスをB C C欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。		☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて		
ISMS(Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】		☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下3及び4の確認は不要		
3. システム的対策		
(1) リスク低減のための措置		
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。	☐	
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。	☐	
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。	☐	
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい		
① サーバ等における各種ログを確認している。	☐	
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。	☐	
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復		
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐

	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
（２） 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

_____に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

☐情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）